

茅野市営市民館第4・5駐車場運営委託業務 基本仕様書

1 業務名

茅野市営市民館第4・5駐車場運営委託業務(長期継続契約)

2 業務の目的

茅野市営市民館第4・5駐車場について、茅野市民館の催事等で利用をしない日に限り、オンラインでの予約制駐車場として活用することで、市営駐車場の有効活用を目的とする。

3 業務場所

- ・ 茅野市営市民館第4駐車場 茅野市塚原一丁目 4514 番地 駐車可能台数 22 台
- ・ 茅野市営市民館第5駐車場 茅野市塚原一丁目 4511 番地 駐車可能台数 19 台

4 業務の内容

(1) 予約制による駐車場運営

- ・ オンライン駐車場利用予約システム(以下、「予約システム」という。)の管理運営
- ・ 駐車料金の収納
- ・ 誤駐車及び予約、システム利用等に関する各種問合せ対応

(2) 利用状況の報告

- ・ 毎月の駐車場稼働報告

5 業務の詳細

(1) 駐車場予約に関する事項

- ① インターネットにより本駐車場の利用予約等を行うシステムを運営すること。
- ② 利用者のパソコンやスマートフォン等から利用予約及びキャンセルができること。
- ③ 利用者が予約可能日を容易に確認できること。また、場所(地図情報)や利用時間、区画の大きさ等基本情報や現地写真を掲載できること。
- ④ 予約システムから、発注者が予約可能日を設定できること。また、予約状況及び予約者の車両情報がリアルタイムで確認できること。
- ⑤ 予約システムから、発注者が駐車可能台数の変更ができること。
- ⑥ 予約システムから、発注者が駐車場の基本情報を編集できること。
- ⑦ 予約システムの利用に関する問合せについて、受注者が速やかに対応できること。
- ⑧ 現地に予約制駐車場であることを示す看板等を設置すること。
- ⑨ 個人情報を適切に管理すること。

(2) 駐車料金の収納に関する事項

- ① 駐車料金を収納し、キャンセル等に伴う払い戻し処理への対応すること。
- ② 駐車料金の支払いは、クレジットカード決済(少なくとも VISA、MasterCard、JCB を含む)や電子マネー等を利用したオンライン決済に対応すること。また、キャッシュレス決済で

取扱う支払い回数は、一括払いとすること。

- ③ 受注者は、地方自治法(昭和 23 年法律第 67 号)第 231 条の2の3第1項で規定する指定納付受託者として、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 157 条の2第1項の要件を満たすものであること。又は、受注者は、あらかじめ法第 231 条の2の3第1項で規定する指定納付受託者を指定すること。ただし、指定した指定納付受託者がキャッシュレス決済により取扱った収入は、受注者が立替払すること。
- ④ 駐車料金は、茅野市営駐車場条例(平成 17 年条例第 30 号)に基づき、1日700円(暦日)とする。

(3) 利用状況の報告等に関する事項

- ① 毎月の利用状況について、翌月10日までに提出すること。
- ② 受注者は収納した利用料金を翌月末までに発注者の指定する口座へ入金すること。

(4) その他

- ・ 前年度予約制駐車場利用実績930台/年。業務委託料は売上の2割～3割程度を想定している。
- ・ 茅野市民館催事開催日には、催事参加者が無料で利用できる駐車場として運営する。(催事想定日数:170日/年)
- ・ 誤駐車、予約等に関する各種問い合わせについて対応すること。
- ・ 本駐車場が予約制駐車場であり、受注者の予約システムを用いて利用可能である旨インターネット等を用いて広告すること。
- ・ 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、提案した内容を遵守し、実施すること。
- ・ 業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、意見や要望を取り入れながら実施すること。

6 長期継続契約について

(1) 特記事項

第1条 この契約は、この契約に係る歳出予算が議会で可決され、当該歳出予算の執行が可能になったとき、契約の効力が生じる。

第2条 委託者は、翌年度以降において委託者の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、委託者は、この契約を変更及び解除することができる。

第3条 発注者が特に認めた場合は、更に3年を限度に契約を更新することができる。ただし、この場合の契約金額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。